

市営住宅だより

No.8 2024年(令和6年)秋号

発行:春日井市まちづくり推進部住宅政策課



初秋の空は高く爽やかな季節となってまいりましたが、入居者の皆様におかれましては、酷暑のお疲れが出ていませんか。今回も皆様にお知らせしたい内容がありますので、ぜひ最後までお読みください。

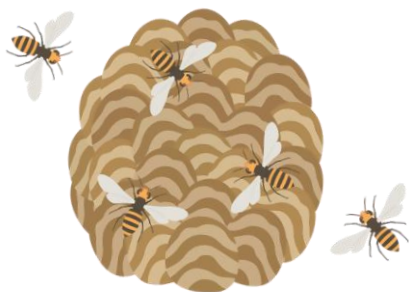
ハチの巣を見つけたら



駆除が終わるまでは巣に近付かないようにしましょう。

市営住宅の敷地内にハチの巣ができてしまった場合は、住宅政策課に相談してください。

スズメバチは、6月中旬～9月に働きバチが増え10月に巣が最大の大きさになり、巣が作られやすい場所は、軒下、配管部、ベランダ、室外機、駐輪場、植栽です。



火災を起こさないように注意しましょう

近年、県内外の市営住宅での火災発生件数が増加しています。

- ①調理中にコンロから離れない
- ②暖房器具に毛布や衣服を掛けない
- ③タバコの火は完全に消すなど火災を起こさない

あなたの部屋からだけでなく近隣の部屋から、もし火災が起きてしまったら、大切な家財が燃えてしまったり、消火活動で水浸しになり使用できなくなってしまうこともあります。

もしもの時に備えて家財の保険(火災保険)に加入しましょう。

※保険の加入は任意です。特定の保険の斡旋はしませんので各保険会社の商品を御検討ください。





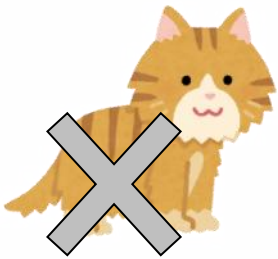
野菜や果実栽培は禁止です

市営住宅の敷地内は共用部分であるため、野菜栽培や果実のなる樹木植栽は認められません。共用部分の個人的な使用により肥料の匂いや害虫の発生、枯葉など他の入居者の迷惑になりますので、おやめください。



ペットは飼うのも預かるのも禁止です

ペットの飼育は禁止です。
知り合いからペットを一時的に預かることもできません。



敷地内の清掃や除草には必ず参加しましょう!!

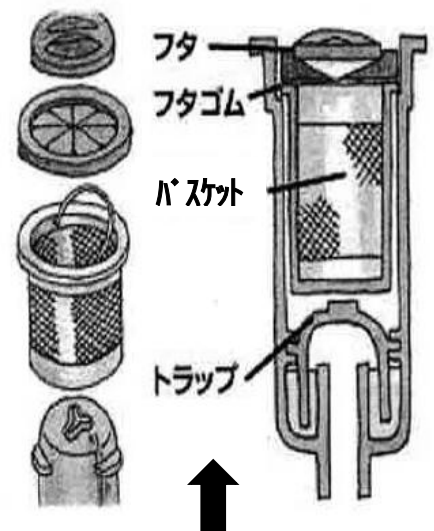
市営住宅は、共同生活の場です。清掃や除草への参加は、入居者ひとりひとりの責務です。通路や階段にある電灯の光熱費等は、入居者の皆様に負担していただきますので、共益費のお支払いに御理解、御協力をお願いいたします。

排水管の清掃は定期的に行いましょう

排水管に汚れが蓄積すると詰まりや漏水、悪臭を発生させる原因となりますので、定期的に清掃してください。

- ①台所の流し台…残飯、油脂
- ②浴室、洗面…毛髪、油脂
- ③洗濯…糸くず、洗剤かす

排水管に物を詰ませた場合の修繕費用は、自己負担となります



全てを外してパイプ用ブラシで汚れを落としましょう!

市営住宅だよりNo.7春夏号からの連載となりますが

次の手続きを忘れていませんか？

1 15日以上不在にするとき

長期の入院や旅行などをする場合、住宅政策課に連絡して「不在届」を提出してください。併せて郵便物や新聞の配達停止等も忘れずに行ってください。

届出が無い場合、近隣の方から「入居者を見掛けないが室内で倒れているのでは」などの通報があった時、市職員が関係者等と連携して入居者の安否を確認することがあります。

入居者が不在時には鍵を壊して侵入するため、この際の鍵交換は入居者負担となります。



2 入居者の異動があったとき

(1) 入居契約者が死亡や退去で不在となった後、同居者が引き続き居住するには「入居承継承認申請書」を住宅政策課へ提出する必要があります。

(2) 同居者が死亡や転出した場合は「同居者異動届」を住宅政策課に提出してください。

(3) 入居者以外の親族を同居させたい場合には「同居承認申請書」の提出が必要となります。

3 市営住宅を退去するとき

退去することが決まったら住宅政策課まで御連絡ください。「明渡し届」を送付させていただきますので、退去日の5日前までに提出をお願いします。

駐車場を利用の場合には「駐車場明渡し届」も同様に提出してください。

4 その他の各種変更手続き

(1) 自動車または所有者変更があった場合「駐車場使用変更届」の提出が必要です。

(2) 手すり等の設置を希望する場合「模様替・増築承認申請書」の提出が必要です。

(3) 「緊急時連絡先」に記載の方がお亡くなりになった場合や、電話番号が変更された時には、住宅政策課までお知らせください。

(4) 入居している契約者が単身で、市営住宅に関する手続きが困難になってしまった場合は、別居する親族からの申し出により市営住宅関係書類の送付先を変更できますので、住宅政策課まで御連絡ください。

高齢で身寄りもなく今後の行政手続きに不安を抱えている方は、お近くの地域包括支援センターに御相談ください。

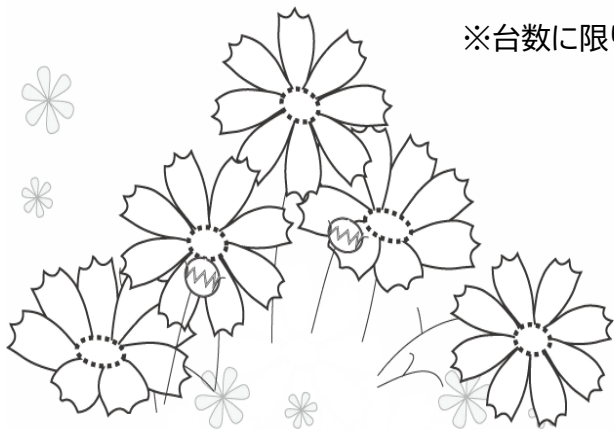




皆様から住宅政策課によくある問い合わせ

- 1 電球等の消耗品交換や排水管の詰まりは入居者負担です。
 - (1) 照明…蛍光灯を替えても点かない場合は、横にある小さな電球「グローランプ」の寿命かもしれませんので交換してください。
 - (2) 換気扇…異音や作動不良は、油汚れの可能性がありますので羽根を掃除してください。
 - (3) トイレの水が止まらない…水洗を止めてからトイレの上蓋を開けて中にあるボールタップがずれていたら直してください。
- 2 介護事業者の駐車場について
一部の住宅駐車場には、介護事業者用の駐車場を用意しています。
必要となった入居者は、住宅政策課まで御相談ください。

※台数に限りがあるため駐車できない可能性もあります。



家賃・駐車料金のお支払いは便利な口座振替を

お仕事の都合や、体調がすぐれないなどの理由から、納付が遅れてしまう場合があります。納付手続きの負担が軽減される便利な口座振替を御利用ください。申込に必要な口座振替依頼書を住宅政策課でお渡しします。忙しくて手続きができない方は、住宅政策課までお申し出ください。



【編集と発行】

春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市まちづくり推進部住宅政策課
住宅担当
電話(0568)85-6294
開庁日時 月曜日～金曜日(祝日除く)
午前8時30分～午後5時15分